

# 上山田小学校いじめ防止基本方針

## 本校の基本認識

- ①「いじめ」はどの子にも、どこでも起こりえる問題である。
- ②「いじめ」は人として絶対に許されない行為であるという毅然とした態度で臨む。
- ③小さなサインも見逃さず、子どもや保護者の訴えを真摯に受け止める姿勢をもつ。
- ④いじめられている子どもの立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組む。
- ⑤日頃から子どもや保護者、地域との信頼関係の構築に努める。



【筆塚】昭和57年に、当時4年生だった児童の「学校中のみんなが大切に使った鉛筆や消しゴムを収める筆塚を立ててほしい」という願いから始まった。この提案に、学校全体が賛同し、父母教師会や地域の方々などの協力を得て建立した。毎年11月27日の筆塚の日には筆塚集会が行われ、筆塚の意義や物を大切にする心について考え、使い切った鉛筆や消しゴムに感謝の言葉を添えて収めている。

# 1 いじめ防止（いじめのない学校づくりをめざした未然防止の取組）

## 未然防止のポイント

「いじめはどの子にも起こりうること」「いじめは人権侵害であり、絶対に許されない」という共通認識・共通理解をもち、「学校はチーム」の徹底を図る。

### チーム上山田小で対応

- 学校長を中心に、全ての職員が「子どもを見つめ、見守り、見届ける」という意識で、子どもの情報を共有し、担任一人で抱え込むのではなく組織としての対応を校務分掌の「報・連・相」を密にして進める。

### いじめ未然防止のための教育活動

#### 自己有用感・所属意識のもてる集団づくり

- 学級の一員としての自覚や自信を培い、自己理解と他者理解を深め互いに認め合う学級
- 自分の居場所がある一番安心できる場所
- 不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む場所
- 共に考え合い、学び合えるつながりがある場所

#### 学ぶ楽しさ・わかる授業

- ① 授業力向上のための授業研究
  - ・全校研究テーマ「友と学び合い「わかる」「できる」が実感できる授業の創造」
  - ・「一人一公開授業」の確実な実施による授業改善
- ② 評価テスト（全国学力検査・NRT・県PC調査等）の確実な分析と改善策の確立
- ③ 学習意欲を高める授業の確立
  - ・能力形成のための手だて（仮説）の明確化
  - ・個別指導・ペア、グループ学習等・ICTの活用
- ④ どの子にも分かりやすい授業のユニバーサルデザイン化
  - ・見通しがもてる授業・集中力理解力を高める工夫
  - ・刺激の少ない教室環境、教材の視覚化、板書・ノート
- ⑤ 家庭学習を充実させるための家庭との連携
  - 評価テストの分析を生かした内容の工夫  
(「家庭学習の手引き」の配布・日常的な情報交換)
- ⑥ ドリル学習の充実 ⑦ 「かしこくなルール」の徹底

#### 規律ある学校生活

- 生徒指導  
(チャイム着席、姿勢、授業規律)
- 人権教育  
(言葉遣い、話し方・聞き方)、
- 道徳  
(おもいやる心)

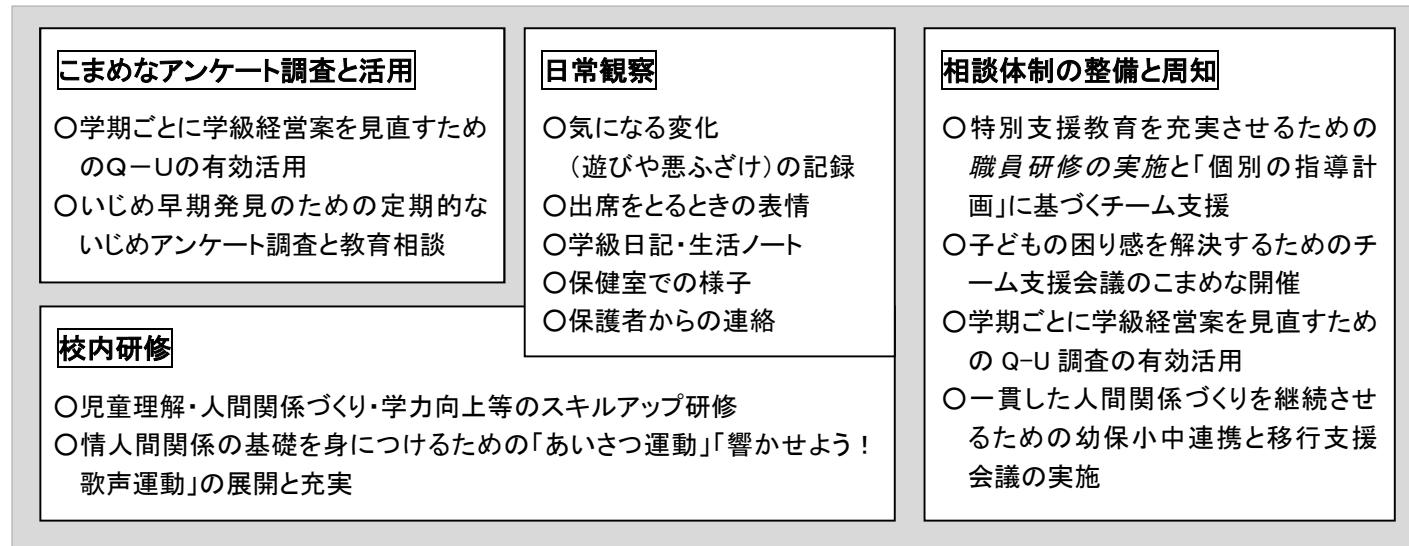
#### 自己肯定感・自尊感情を育む活動

- 校歌遠足
- 4色対抗運動会
- 弁当の日
- キャリア教育

## 2 早期発見（いじめの兆候をみのがさない・見過ごさないための手立て）

### 早期発見のポイント

いじめは、大人の目につかないところで行われ、遊びやふざけ合いを偽装するなど、巧妙に行われることが多い。子どもの言動や表情から、小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけるとともに、日頃より子どもと触れ合い、信頼関係を築いておく。



### いじめの発見

①学校長・教頭に報告

②組織対応 ○学校長を中心に、調査段階から対応を組織で検討していく。

③情報収集と事実確認

○人間関係の変化や周りの日常の様子などに注意しながら観察する。  
○再度、本人に聞き取り調査して事実確認

④子どもへの指導・支援を行う

**ポイント** いじめられている子を守る体制を優先させる。  
○いじめられた子どもにとって信頼できる人（親しい友人や教員、SC等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる  
○いじめた子どもには、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む  
○いじめを見ていた子ども達に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくとも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

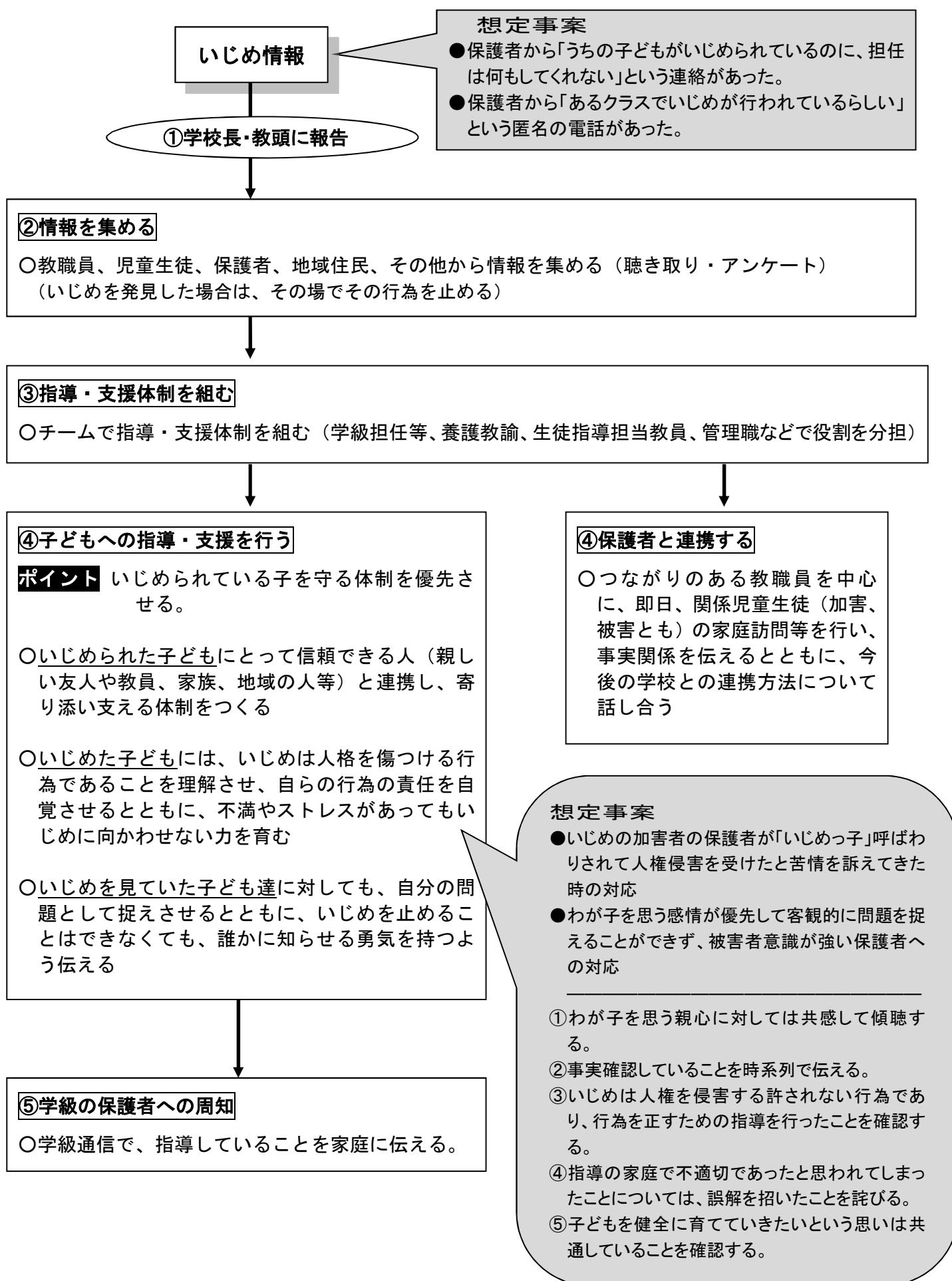
④保護者と連携する

○いじめられている子の保護者と面談をもち、事実を伝える。  
○お子さんを徹底して守り通すことを伝え不安を除去し、今後の学校との連携方法について話し合う

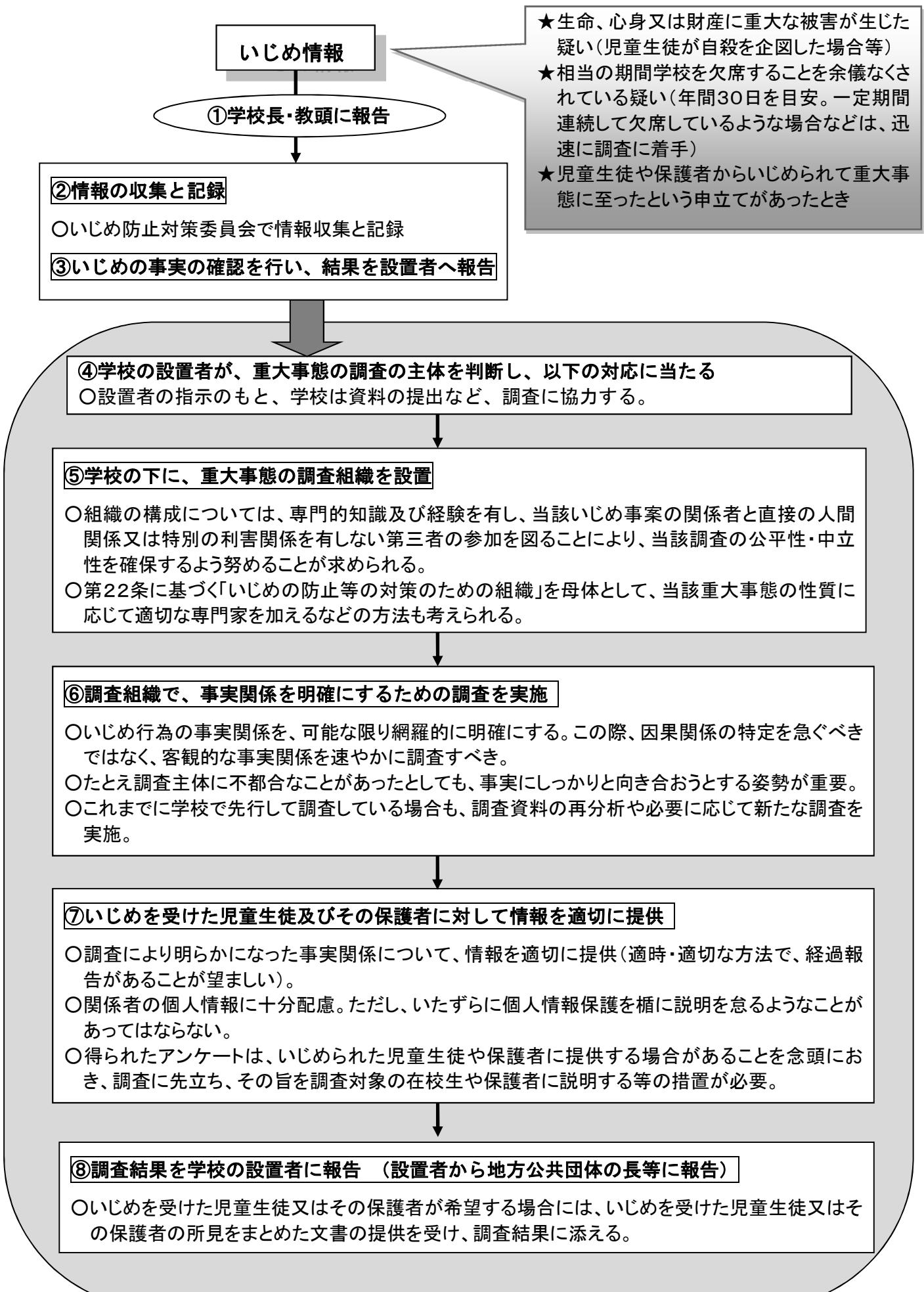
⑤全職員に周知・支援協力

○指導内容の確認と検証を行い、再発防止と支援協力をする。

### 3 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対応）



## 4 いじめに対する措置（重大事態の対応）



## 5 指導計画

	学校行事	児童会活動	人権教育	道徳 「題材名」(出典)	特別活動
4月	○お弁当の日 ○校歌遠足	○1年生を迎える会	○第1回 QU 実施		○学級びらき
5月	○なかよし週間	○稲荷山共同作業所 (満天の星)との交流 集会	○なかよし週間【重点:なかよし(障害者理解)に関する授業】 ・資料等を扱った道徳(人権)の授業 ・交流、ワークショップ、体験等を通した授業 など		
6月					
7月		○児童会祭り ○4色対抗運動会結 団式	○第2回 QU 実施	○1年「いいところ」 (わたしたちの道)	○1学期の振り返 り
8月				○4年「白いバト ン」(わたしたちの道)	○学級内係分担の 見直し
9月	○4色対抗運動会				○運動会に向けて
10月	○校内音楽会 ○マラソン大会			○3年「あだな」 (わたしたちの道)	○音楽会に向けて
11月	○なかよし週間 ○人権参観日	○筆塚集会	○なかよし週間【重点:なかよし(人権尊重)に関する授業】 ・資料等を扱った道徳(人権)の授業 ・エンカウンター、ロールプレイ、体験等を通した授業 など ○人権参観授業公開		
12月	○スケート教室				○2学期の振り返 り
1月	○そり教室(低)		○第3回 QU 実施		○学級内係分担の 見直し
2月	○スキー教室(高)			○2年「どうしよう」 (わたしたちの道) ○5年「ロゼンゾの 友達」(わたしたちの 道)	
3月		○6年生を送る会		○6年「友情」 (わたしたちの道)	○3学期の振り返 り ○1年間の振り返 り

## 6 組 織

(1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。【いじめ防止対策推進法 22条】

### (2) 組織構成の考え方

- ①いじめの防止や早期発見、いじめへの対処の中核となる組織として機能するような体制を実情に応じて決定し、個々の場面に応じ、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする。
- ②「生徒指導部会」、「不登校いじめ委員会」、「不登校いじめ懇談会」等の既存の組織を活用して法律に基づく組織として機能させる。
- ③適切に外部専門家（スクールカウンセラー）の助言を得ながら機動的に運用できるよう工夫する。

### (3) 組織が担う具体的な役割

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

### (4) 組織図

